

口座連携サービス利用規定

第 1 条（口座連携サービス）

1. 「口座連携サービス」とは、当社がお客さまの同意に基づき、お客さまと当社のお取引に関する情報を当社システムと当社が提供したAPI（Application Programming Interface）を使用して接続（以下、「API接続」といいます。）して各種のサービスを提供する事業者（以下「外部サービス事業者」といいます。）に提供し、もしくはお客さまの取引指示を外部サービス事業者を通じて当社に伝達することが可能になるサービスです。
2. 前項において、外部サービス事業者が提供するサービス（以下、「連携先サービス」といいます。）は外部サービス事業者の責任で提供されるサービスであり、当社が提供するものではありません。なお、連携先サービスは、お客さまが、自らの責任において外部サービス事業者との間で契約を締結するものとします。また、お客さまが第三者のサービスを通じて連携先サービスを使用する場合の当該第三者（以下、「連鎖接続先」といいます。）のサービスについてもお客さまが自らの責任において連鎖接続先との契約を締結するものとします。

第 2 条（口座連携サービスの利用）

1. 口座連携サービスの利用にあたっては、当社ダイレクトバンキングサービスのご利用開始登録が必要です。また、お客さまが連携先サービスを通じてダイレクトバンキングサービスにアクセスし、ログオンID・ログオンパスワードを入力し、当社所定の本人確認および口座連携サービスの認証手続きをした場合、当社は外部サービス事業者に口座連携サービスにかかる認証情報を交付します。
2. 当社は、前項の認証手続き以降、外部サービス事業者から口座連携サービスにかかる認証情報の連携があった場合、当該認証情報の連携によって第3条に定める情報の提供や、連携先サービスを通じたお客さまからの取引指示について、お客さまの指示があったものとみなします。
3. 連携先サービスや連鎖接続先のサービスに使用するID・パスワード等の認証情報は、お客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭ったりしないよう十分に注意してください。

第 3 条（外部サービス事業者との関係）

1. お客さまが第2条第1項所定の認証手続きを行った場合、当社は、下記に定める情報のうち、お客さまが認可した情報を外部サービス事業者に提供します。ただし、当社は、お客さまが認可した情報のうち、外部サービス事業者が連携先サービスを提供するのに必要な情報のみ外部サービス事業者に提供します。なお、これらの情報は、外部サービス事業者が連鎖接続先に提供することがあります。
 - (1) 口座残高（普通預金・定期預金・カードローン）に関する情報
 - (2) お取引明細（普通預金・定期預金・カードローン）に関する情報
 - (3) 登録済の振込先に関する情報
2. 口座連携サービスにおいて、第2条第1項所定の認証手続きを行った場合、お客さまは連携先サービスを通じて、以下に定めるお取引のうち、お客さまが認可したお取引を当社に指示することができます。

- (1) 振込
- (2) 口座振替に関するお申込み
- (3) 口座振替契約に基づく資金移動

第 4 条（有効期限）

1. 連携先サービスから口座連携サービスにかかるアクセスがないまま一定期間が経過した場合、お客さまは再度口座連携サービスの認証手続きを行う必要があります。

第 5 条（サービス利用停止）

1. 口座連携サービスの利用を停止する場合は、お客さまにて外部サービス事業者が定める所定の方法に基づいて、停止手続きを行う必要があります。
2. 前項にかかわらず、以下に定める場合には、当社はお客さまの意思によらず連携先サービスとの連携を停止または終了することがあります。また、当社は外部サービス事業者に連鎖接続先との連携を停止または終了するよう求めることがあります。これらの場合、かかる停止または終了によりお客さまに損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。

(1) 口座情報・その他のお客さまに関する情報が外部に流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

(2) 不正アクセスが発生した場合、またはそのおそれがある場合

(3) 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

(4) システム障害が発生した場合

(5) セキュリティ・保守のためにシステムを停止する場合

(6) 外部サービス事業者との契約が解除された場合

(7) その他、やむを得ない事由により必要と判断した場合

第 6 条（注意事項）

1. 口座連携サービスは、当社システムがメンテナンスや障害、その他の事由により停止している場合にはご利用いただけません。

2. 口座連携サービスの利用にあたって、以下のような場合には、お客さまに損害やお客さま情報の流出等のリスクが生じるおそれがあります。

(1) 連携先サービスや連鎖接続先のサービスの認証情報が流出・漏洩もしくは偽造された場合

(2) 外部サービス事業者や連鎖接続先のシステムが不正アクセスにあった場合

(3) 外部サービス事業者や連鎖接続先のシステムに障害等が発生した場合

(4) 外部サービス事業者や連鎖接続先にシステム管理の不備、従業員による情報の不正利用、お客さま保護態勢の不足その他の事由があった場合

第 7 条（外部サービス事業者への情報開示）

1. 口座連携サービスの利用にあたり、以下に定める場合には、当社は外部サービス事業者と連携して情報収集を行うため、必要に応じてお客さまの口座情報その他のお客さまに関する情報を外部サービス事業者に提供することができるものとします。

(1) 口座情報・その他のお客さまに関する情報が外部に流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

- (2) 不正アクセスが発生した場合、またはそのおそれがある場合
 - (3) 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合
 - (4) システム障害が発生した場合
2. 前項により当社が開示した情報において、外部サービス事業者の不十分な管理、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失は、当該外部サービス事業者が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負うものではありません。
3. 前二項は外部サービス事業者が連鎖接続先に提供する場合も同様とします。

第 8 条（免責事項）

1. 第1条第2項に規定する通り、連携先サービスは外部サービス事業者が提供し、連鎖接続先のサービスは連鎖接続先が提供するものです。連携先サービスや連鎖接続先のサービスの利用もしくは連携先サービスや連鎖接続先のサービスが利用できなかったことによってお客さまに生じた損害は、お客さまと外部サービス事業者や連鎖接続先との間の連携先サービスや連鎖接続先のサービスに関する契約の内容に従い、外部サービス事業者や連鎖接続先が賠償・補償することになります。
2. 当社は、連携先サービスや連鎖接続先のサービスに関し、口座連携サービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的への適合性、正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、外部サービス事業者や連鎖接続先のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、お客さま保護態勢、信用性等が十分であること、および第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。また、これらについて生じた一切の損害について当社は責任を負いません。
3. 口座連携サービスの利用に関してお客さまに生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第 9 条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 10 条（規定の準用）

1. 本規定に定めのない事項については、当社の他の規定等の定めるところによるものとします。

(2020年8月21日改定)